

渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する 意見書

令和3年7月13日午後0時30分頃、渡名喜島沖合の海上において、在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが、つり下げ輸送中の鉄製コンテナを落下させる事故が発生した。

今回の事故で人的・物的な被害は確認されていないが、当該コンテナは縦約2メートル、横及び高さ約2.4メートル、空の状態では約1.2トンあるとの報道等もあり、近隣の島民をはじめ県民に大きな衝撃と不安を与えている。また、沖縄防衛局への事故発生の第一報が米軍ではなく渡名喜村からであることや、県に連絡が入るまでに時間を要するなど、通報体制の不備も指摘されている。

米軍ヘリコプターによるつり下げ輸送や訓練に関しては、トリイ通信施設の沖合における平成18年12月の廃車の落下や令和2年2月の鉄製構造物の落下など、これまでも多数の事故が繰り返されており、つり下げ輸送等は一步間違えば県民の生命や財産に関わる重大な事故につながりかねない極めて危険な行為である。

さらに、今回は射爆撃場のある入砂島から輸送中の事故であり、陸域だけでなく広大な訓練空域・水域が存在する本県においては、県民は陸でも海でも危険と隣り合わせの生活を強いられている。

本県議会は、これまでも米軍による事故等に関し、その都度、米軍や関係機関に対して事故原因の究明、再発防止策や迅速・正確な連絡通報の徹底等を強く要請してきたにもかかわらず、今回の落下事故が発生したことは誠に遺憾であり、断じて容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故の原因、経緯等を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 事故発生時の連絡体制を厳格に運用し、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。
- 3 ヘリコプターによるつり下げ輸送や訓練を中止すること。
- 4 米軍所属軍用機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して、その結果を公表し、実効性のある安全管理と再発防止に務めること。
- 5 訓練空域・水域の見直しも含め、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月26日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て